

産 業 建 設 委 員 会

令和2年6月23日(火)
午前10時～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委員】串崎委員長、飛野副委員長

川上委員、野藤委員、笹田委員、布施委員、道下委員

【委員外】

【議長団】

【執行部】砂川副市長

(産業経済部) 湯浅産業経済部長、佐々木産業経済部副部長(兼広島事務所長)、
大驛商工労働課長、山口産業振興課長、久佐農林振興課長、
木屋農業委員会事務局長、永見水産振興課長、戸津川水産振興課副参事、
岸本観光交流課長

(都市建設部) 鎌田都市建設部長、西谷建設企画課長、倉本維持管理課長、
邊建築住宅課長

(金城支所) 篠原金城支所長、河内金城支所産業建設課長

(旭支所) 佐々尾旭支所長、西川旭支所産業建設課長

(弥栄支所) 外浦弥栄支所長、三浦弥栄支所産業建設課長

(三隅支所) 田城三隅支所長、永田三隅支所産業建設課長

【事務局】近重書記

議 題

- 1 議案第45号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第50号 浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第51号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第53号 弥栄村定住化推進に関する条例を廃止する条例について
- 5 同意第4号 浜田市農業委員会委員の任命について
- 6 請願審査
 - (1) 請願第15号 浜田市に在住する学生の家賃負担軽減を求める請願について
 - (2) 請願第16号 水産加工業の振興に関する請願について
- 7 陳情審査
 - (1) 陳情第150号 土木費の安定的予算処置に関する陳情について
 - (2) 陳情第151号 施設使用料免除に関する陳情について
- 8 所管事務調査
 - (1) 山陰浜田港公設市場の改修状況について **【水産振興課】**
 - (2) 公設水産物仲買売場の仲買事業者の現状把握と移転意向の状況について **【水産振興課】**
 - (3) 指定管理施設の状況と支援について **【該当課】**

(裏面に続く)

9 執行部報告事項

(1) 令和3年度 国県重点要望事項について

【市長公室・産業経済部・都市建設部】

(2) 漁業別水揚げについて(報告)

【水産振興課】

(3) 浜田漁港7号荷さばき所の供用開始について(報告)

【水産振興課】

(4) 浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金

令和2年度採択団体について(報告)

【観光交流課】

(5) 市道の廃止・認定の状況について

【維持管理課】

(6) 雇用促進住宅の譲渡について(譲渡スケジュールの変更)

【建築住宅課】

(7) その他

10 その他

11 産業建設委員会の取組にかかる今後のスケジュールについて

以上

**令和2年6月浜田市議会定例会議
条例議案新旧対照表**

（産業建設委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、<u>●●●●</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、<u>▲▲▲▲</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

目 次

議案第45号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について	…	3ページ
議案第50号 浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例について	…	10ページ
議案第51号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について	…	13ページ

現行			改正後（案）		
別表第9（第2条関係）			別表第9（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
〔略〕			〔略〕		
(2) 住人が共同で使用する部分（以下この表及び次表において「共用部分」という。）がある場合_____	1 件	107,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	(2) 住人が共同で使用する部分（以下この表及び次表において「共用部分」という。）がある場合 <u>（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表から別表第11まで及び別表第13において「省令」という。）第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）</u>	1 件	107,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
〔略〕			〔略〕		

現行			改正後（案）		
別表第10（第2条関係）			別表第10（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
〔略〕			〔略〕		
(3) 計画の変更に係る共用部分がある場合 _____ _____ _____	1件	107,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	(3) 計画の変更に係る共用部分がある場合 （省令第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。） _____	1件	107,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）
〔略〕			〔略〕		
別表第11（第2条関係）			別表第11（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
〔略〕			〔略〕		
(1) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の認定を	(1) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（ 省令 _____ _____ _____		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の認定を

現行		改正後（案）	
<p>下この表及び別表第13 において「省令」とい う。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表から別表第13までにおいて同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第13までにおいて同じ。）を有しないものをいう。以下この表から別表第13までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表から別表第13までにおいて同</p>	<p>受けようとする場合に限る。）にあってはウに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表から別表第13までにおいて同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第13までにおいて同じ。）を有しないものをいう。以下この表から別表第13までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をい</p>	<p>受けようとする場合に限る。）にあってはウに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>

現行			改正後（案）		
じ。）である場合			じ。）である場合		
〔略〕			〔略〕		
ウ 当該建築物の住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。 別表第13において同じ。 ）（住宅部分のうち住戸の部分に限りて計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分） （以下この表及び次表 _____ において単に「住宅部分」という。） について評価を行う場合			ウ 当該建築物の住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。— _____ —）（住宅部分のうち住戸の部分に限りて計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分） （以下この表から別表第13まで _____ において単に「住宅部分」という。） について評価を行う場合		
〔略〕			〔略〕		
別表第13（第2条関係）			別表第13（第2条関係）		
区分	単	手数料の額	区分	単	手数料の額

現行			改正後（案）		
	位			位	
1 認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物にあつては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等にあつては 第3号又は第4号 に規定する手数料の額、複合建築物にあつては第1号又は第2号及び 第3号又は第4号 に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額	1 認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物にあつては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等にあつては 第3号、第4号又は第5号 に規定する手数料の額、複合建築物にあつては第1号又は第2号及び 第3号、第4号又は第5号 に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
〔略〕			〔略〕		
イ 住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの 〔新設〕	1件	114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）	イ 住宅部分の床面積の合計が300m ² 以上500m ² 以内のもの （4）当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ（2）（ii）及び同号ロ（2）に規定する基準を用いて評価を行う場合	1件	114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）
〔新設〕			ア 住宅部分の床面積	1件	32,000円（住宅基準適合証等の

現行			改正後（案）		
<p>[新設]</p> <p><u>(4)</u> 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準（以下この表において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合</p>			<p><u>の合計が300m²未満のもの</u></p> <p><u>イ 住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの</u></p> <p><u>(5)</u> 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準（以下この表において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合</p>	1件	<p><u>提出がある場合にあつては、10,000円)</u></p> <p><u>56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)</u></p>
[略]			[略]		
<p>(2) 床面積の合計が200m²以上500m²以内のもの</p> <p>[新設]</p>	1件	37,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)	<p>(2) 床面積の合計が200m²以上500m²以内のもの</p> <p><u>3 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に規定する基準</u></p>	1件	37,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)

現行			改正後（案）		
[新設]			<u>を用いて評価を行う場合</u>		
			<u>(1) 床面積の合計が 200m²未満のもの</u>	1件	<u>18,000円（住宅基準適合証等の 提出がある場合にあっては、 5,000円）</u>
[新設]			<u>(2) 床面積の合計が 200m²以上500m²以内 のもの</u>	1件	<u>19,000円（住宅基準適合証等の 提出がある場合にあっては、 5,000円）</u>
3 認定を受けようとする 建築物が一戸建ての住宅 で仕様基準を用いて評価 を行う場合			4 認定を受けようとする 建築物が一戸建ての住宅 で仕様基準を用いて評価 を行う場合		
[略]			[略]		

現行	改正後（案）
<p>（車線等）</p> <p>第5条 車道（副道、停車帯_____その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>（副道）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>（車線等）</p> <p>第5条 車道（副道、停車帯、自転車通行帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>（副道）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>（自転車通行帯）</p> <p>第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、</p>

現行	改正後（案）
<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>（自転車道）</p> <p>第10条 自動車及び自転車の交通量が多い<u>道路</u></p> <hr/> <p>_____には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い_____道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い<u>道路</u></p> <hr/> <p>_____（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>（自転車歩行者道）</p> <p>第11条 自動車の交通量が多い_____道路（自転車道_____を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理</p>	<p><u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</p> <p>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>（自転車道）</p> <p>第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>（自転車歩行者道）</p> <p>第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理</p>

現行	改正後（案）
<p>由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>（歩道）</p> <p>第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道_____を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>（待避所）</p> <p>第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、5メートル以上とすること。</p>	<p>由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>（歩道）</p> <p>第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>（待避所）</p> <p>第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、5メートル以上とすること。</p>

浜田市営住宅条例（平成17年浜田市条例第247号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
〔略〕					〔略〕				
昭和62年度	日脚大久保住宅3号棟	浜田市日脚町360番地141	中層耐火構造3階建	12	昭和62年度	日脚大久保住宅3号棟	浜田市日脚町360番地141	中層耐火構造3階建	12
昭和63年度	日脚大久保住宅4号棟	浜田市日脚町360番地82	中層耐火構造3階建	18	昭和63年度	日脚大久保住宅4号棟	浜田市日脚町360番地82	中層耐火構造3階建	18
	後野災害特別住宅(63)	浜田市後野町1577番地2	木造平家建	1	平成3年度	日脚住宅	浜田市日脚町750番地2	中層耐火構造4階建	24
	宇津井災害特別住宅(63)	浜田市宇津井町526番地2	木造平家建	1	〔略〕				
平成3年度	日脚住宅	浜田市日脚町750番地2	中層耐火構造4階建	24					
〔略〕									

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
15	浜田市に在住する学生 の家賃負担軽減を求め る請願について	宇都木 恒太 浜田市高田町 28 番地 21 202 号	小川 稔宏 野藤 薫	R2. 6. 3
	付託委員会	審査経過（委員会）	審査経過（本会議）	結果 年月日
	産業建設委員会			
<p>1 請願の趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染防止に係る飲食店等を中心とする休業や営業時間の短縮によりアルバイト収入が激減し、生活が急激に困窮する学生が増えています。</p> <p>現在、浜田市社会福祉協議会の「緊急小口資金」や、島根県立大学が新たに開設した「緊急生活支援貸与制度」等、生活に困窮する学生を支援する制度は拡充されつつありますが、いずれも貸与型の支援制度であり、すでに授業料の減免や貸与型の奨学金を受けている学生が多数を占める現状において、新たにこれらの支援制度を利用する学生は限られるものと推測されます。</p> <p>以上の状況により、アルバイト収入が激減し生活が困窮する学生を対象に、当面の措置として、新たな給付型支援制度の創設や県立大学の「緊急生活支援貸与制度」への財政支援などについて、浜田市が実効ある施策について検討・実施されるよう、浜田市議会の力添えをお願いします。</p> <p>また固定費である家賃は、つねに学生生活に重くのしかかっています。浜田市内に在住する学生に向けた安価な住居確保のため、以下のような恒常的支援も求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学生が入居可能な安価な市営住宅の確保。 2 安価な寮（準学生寮）の借り上げや、リフォームの実施。 3 市内在住学生に対する少額の給付型奨学金制度の創設。 <p>2 請願の内容</p> <p>5月20日から島根県立大学浜田キャンパスの学生を対象に住居に関するアンケートを行った結果、5月31日現在、202件の回答がありました。アンケートでは学生の約8割が「浜田市の家賃は高い」と感じており、「家賃を下げてほしい」、「学生向けの安い住宅を整備してほしい」と回答した学生も約6割から7割いることがわかりました。</p> <p>全国大学生生活協同組合連合会が毎年行っている「学生の消費生活に関する実態調査」では、自宅外学生の収入に対するアルバイトの割合は年々増加しています（ただし調査には島根県立大学は生協が無いため不参加）。特に既に授業料免除や奨学金を最大限利用している学生にとつ</p>				

て、新たな救済策として受けられる制度は限られており、学生を続けられないという声もあります。山形県では、県、市、県住宅供給公社が連携して民間アパートを「準学生寮」として市内の学生（山形大学、東北芸術工科大学）に通信環境も整え貸し出しています。

学生への支援は将来にわたって活力あふれる街を創生するためには必要な投資であると考えます。極力、民業圧迫を避けつつも、学生が安心して学生生活に励むことができるよう、また定住促進につながるようお願いします。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
16	水産加工業の振興に関する請願について	浜田中央水産加工業協同組合 代表理事組合長 和田 浩 浜田市長浜町 1368-2	牛尾 昭 西田 清久 岡本 正友 道下 文男 野藤 薫 小川 稔宏	R2. 6. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審査経過（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				
<p>1 請願の趣旨</p> <p>百年産業としての水産加工業の灯を消さないために、水産加工事業者に緊急支援をお願い致します。</p> <p>2 請願の内容</p> <p>水産加工業の歴史は、遠く弥生式文化時代にさかのぼると言われています。安土・桃山時代は、漁業が一つの専門職として登場しました。また同時に、戦陣に備えて、干物が登場しました。その後、浜田市においては、明治・大正・昭和と漁船漁業の最盛期を迎え、併せて、水産加工業も同時に発展して参りました。</p> <p>特に、カレイの一夜干しは、全国一の生産量を誇り、百年以上の歴史を誇ります。また、どんちっち三魚などの加工品もふるさと納税に大きく貢献したと自負しております。</p> <p>さて、今回のコロナウイルスにより業界団体は、大きな影響を受けており、観光地などの大幅受注減、スーパーの買ったたきなど百年に一度の大きなコロナ禍の波に呑み込まれています。浜田漁港開港以来、我々水産加工事業者は、漁業者と一体となって基幹産業を支えて参りました。今回は、予期せぬ災難に遭遇し苦しんでおります。どうか、魚価安定と従事者数千人の雇用維持、併せて、コロナ対策のために、水産加工事業者に緊急的な支援をお願い申し上げます。</p>				

山陰浜田港公設市場の改修状況について

1. 改修工事等の発注状況

工事・業務名	請負業者名	請負金額	工期	工事進捗率(※) (R2.5月末現在)	備考
仲買棟建築主体工事	(株)伊原組	114,400,000 円	R2.3.17～R2.8.31	25.3%	
商業棟建築主体工事	(株)伊原組	130,350,000 円	R2.3.31～R2.9.15	26.2%	
電気設備工事	(株)内村電機工務店	50,380,000 円	R2.3.31～R2.9.15	17.5%	
機械設備工事	浜田ガス水道工事(株)	63,360,000 円	R2.3.27～R2.9.15	20.4%	
外構工事	(有)丸久建設	12,485,000 円	R2.5.19～R2.8.31	0%	
海水取水管布設工事	(株)中島水道	8,833,000 円	R2.5.25～R2.8.31	0%	
工事監理業務委託	(有)田原建築設計事務所	5,830,000 円	R2.3.7～R2.9.30	-	

(※) 改修工事の進捗率については、ほぼ計画どおりとなっています。

公設水産物仲買売場の仲買事業者の現状把握と移転意向の状況について

公設水産物仲買売場の仲買事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響について状況を確認するとともに、山陰浜田港公設市場への移転に関する意向を確認したので報告します。

年月日	件名	新型コロナウイルスに係るヒアリング内容
R2. 5/1	説明会	支援策を説明し状況を確認した。(9 社) <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の多くが売上減少となっている。 ・家賃減免などの支援をお願いしたい。 ・9～10 月の公設市場への移転は現状では難しい。
R2. 5/14～20	個別ヒアリング	売上状況や現状の対応、優遇制度の活用などについて、個別訪問しヒアリングを実施した。(12 社) <ul style="list-style-type: none"> ・3 月から取引が減少し、特に東京、関西方面は激減しており厳しい状況である。 ・持続化給付金や雇用調整助成金など支援制度について申請中だが、手続きが煩雑で時間を要している。 ・家賃減免は、水揚げが落ち込んだ前年比較ではなく、過去 3 か年との比較をしてほしい。
R2. 6/4～12	売上状況の確認	要望を踏まえ、R2. 2 月以降のいずれかの月の売上高と、過去 3 か年のいずれかの年における同月とを比較し、売上状況を確認した。(12 社) [売上減少率] 30%未満 ・・・ 2 社 30%以上～50%未満 ・・・ 4 社 50%以上 ・・・ 6 社
R2. 6/12	説明会	現状の確認を行うとともに、公設市場への移転について意向を確認した。(10 社) <ul style="list-style-type: none"> ・1 か月前と比べてほとんど改善が見られず引き続き厳しい状況にある。 ・9～10 月に予定どおり移転するのは難しいため、時期を遅らせてほしい。 ・厳しい経営状況の中、移転に係る費用を負担することが難しいため、事業継続・売上回復に繋がる、十分なコロナ支援策をお願いしたい。

指定管理施設（産業経済部所管）の状況と支援について

令和2年6月23日
産業建設委員会資料

1 主な指定管理施設の状況

No	所管課	施設名 (指定管理者)	指定期間		選定	影響等について				営業再開日	備考
			自	至		休館等の状況	入込客数 ※()は前年度実績				
							3月	4月	5月		
1	産業経済部 観光交流課	浜田市国民宿舍千畳苑 (株式会社かいげつ)	H30.4	R5.3	公募	休館 (4/20~6/18)	5,997 (9,118)	2,127 (8,610)	0 (8,790)	6/19 (金)	・6/20~6/30 (未使用の余剰マスクを持ち込めばレストランの食事が20%割引) ・6/19~6/30 (きんたの里では入浴料が大人1名が無料)
2	金城支所 産業建設課	浜田市かなぎウエスタンライディングパーク (社会福祉法人いわみ福祉会)	H28.4	R3.3	指名	休館 (4/11~5/31) ・放課後児童デイサービスは継続 ・5/11から県内在住会員の乗馬を再開	1,943 (2,866) 255 (194)	531 (3,376) 280 (189)	96 (5,159) 242 (195)	6/3 (水)	・放課後児童デイの需要が増し利用延べ人数が増える中、学校が休校した影響で更に利用者数が伸びた。
3	金城支所 産業建設課	リフレパークきんたの里 (株式会社かいげつ)	H31.4	R4.3	公募	休館 (4/20~6/5)	5,643 (3,623)	1,735 (8,243)	0 (8,804)	6/6 (土)	・6/6~ (日帰り入浴、レストラン営業再開) [宿泊] ・6/6~6/14 (中国5県内のみ受付) ・6/15~6/18 (北海道・埼玉・千葉・東京・神奈川以外の受付)
4	金城支所 産業建設課	森の公民館 (サウンドファイブ夢の音会)	H29.4	R4.3	指名		24 (51)	0 (55)	21 (50)		・予約がなく実質休業状態だった。
5	金城支所 産業建設課	浜田市波佐地場産業技術研修センター (社会福祉法人いわみ福祉会)	H31.4	R4.3	指名	研修、体験等の受け入れを見合わせていた。	14 (32)	13 (14)	11 (29)		・現在も体験や研修の人数制限を実施 (予約状況を見てその都度判断)

No	所管課	施設名 (指定管理者)	指定期間		選定	影響等について			営業再開日	備考	
			自	至		休館等の状況	入込客数 ※()は前年度実績				
							3月	4月			5月
6	金城支所 産業建設課	浜田市縁の里地域振興施設 (特定非営利活動法人えにしの里)	H31.4	R4.3	指名	休館 (4/20~6/5)	326 (357)	379 (513)	0 (628)	6/6 (土)	・3月以降、広島からの来客により1日当たりの売上が伸びていた が、地元利用者から県外からの来訪に不安の声が出たため休業
7	金城支所 産業建設課	浜田市美又温泉国民保養センター (西日本トータルサービス株式会社)	H31.4	R4.3	公募	休館 (4/18~5/31)	4,839 (5,411)	1,362 (4,303)	0 (4,893)	6/1 (月)	・6月補正で駐車場の再整備、宿泊棟空調整備、脱衣室改修を行う (R2当初予算で女子トイレの様式化、大広間の空調整備を計上)。
8	旭支所 産業建設課	浜田市地域交流プラザ (株式会社未来販売堂)	H29.4	R4.3	指名	時間短縮営業 (4/15~5/31)	7,095 (7,510)	6,551 (7,739)	6,128 (8,284)		・短縮営業 (通常7:00~21:00) ・4/15~4/28 (7:00~20:00) ・4/29~5/6 (8:00~17:00) ・5/7~5/31 (7:00~20:00)
9	旭支所 産業建設課	旭温泉あさひ荘 (株式会社はまだ温泉プロジェクト)	H31.4	R4.3	公募	休館 (4/18~5/31)	2,110 (2,276)	856 (2,166)	0 (2,223)	6/1 (月)	
10	三隅支所 産業建設課	浜田市三隅特産品展示販売センター (有限会社ゆうひパーク三隅)	H29.4	R4.3	指名	休館 (4/29~5/12)	5,875 (6,681)	5,532 (8,581)	4,168 (9,676)	5/13 (水)	・レストラン時間短縮 (5/13~ 当面の間)

2 指定管理施設への支援

各施設の指定管理管理者に対しては、国の持続化給付金、雇用調整助成金や島根県の新型コロナウイルス感染症対応資金などの活用を促すとともに、本市独自の支援を行っているところです。引き続き、追加の支援策についても検討し、支援を実施してまいります。

[市独自の支援策]

- ・市源泉使用温泉施設支援 (温泉供給料等3か月分を免除)
- ・観光事業者感染防止対策支援補助金 (宿泊施設、バス・タクシー等の観光事業者に対して、消毒・除菌等の費用の4/5(上限15万円)を補助)
- ・プレミアム付はまだ飲食・宿泊応援チケット発行 (飲食店、宿泊施設の支援として発行。一冊6,000円チケットを5,000円で販売)
- ・市内宿泊者向け「ウェルカム商品券」発行 (収束後のキャンペーン事業として、宿泊者(観光客等)に商品券(1人2,000円)を贈呈)
- ・商業・サービス業感染症対応支援事業補助金 (小売業、宿泊業、飲食サービス、生活関連サービス事業者等が行う感染予防対策にかかる費用や新規事業展開(飲食店のテイクアウト、店舗改修、新商品開発など)にかかる費用の4/5(上限80万円)を補助)

市営住宅における新型コロナウイルス感染症関連支援について

1 指定管理者に対する支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響はないため行っていない。

2 入居者等に対する支援

No.	対象	対象施設	支援策	件数			備考
				相談	支援済	支援対象外	
1	入居者	公営住宅	収入異動の申出により収入を再認定し家賃を見直す。	4	(1) 2	1	支援済（ ）書きは書類提出待ち 支援対象外1件は、新型コロナウイルス感染症が原因ではない。
2	入居者	特定公共賃貸住宅、浜田市地域定住住宅、浜田市集団移転住宅、浜田市雇用促進住宅	家賃の25%に相当する額を減免する。	0	0	0	
3	未入居者	公営住宅 (緑ヶ丘住宅・長浜西住宅を除く)	失業等により住まいを失った(失う恐れがある)場合公営住宅のうち、随時公募としている住宅を提供する。	0	0	0	

※ 上記1、2は指定管理者に周知済み

令和3年度国県重点要望事項 総括表(県知事要望分)

部	No.	要望項目
総務部	1	浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について
	2	米軍機による低空飛行訓練の中止について
産業経済部	3	島根県浜田沖合石油・天然ガスの資源開発促進について【新規】
健康福祉部	4	医師・看護師等医療従事者確保対策等について
都市建設部	5	重要港湾浜田港について
	6	高規格道路の整備促進について
	7	矢原川ダムの事業推進について
合計		県知事要望 7件

総括表(部長以下要望分)

部	No.	要 望 項 目	備 考 (知事要望の有無)
総務部	8	浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について	○
	9	米軍機による低空飛行訓練の中止について	○
産業経済部	10	島根県浜田沖合石油・天然ガスの資源開発促進について	○
健康福祉部	11	医師・看護師等医療従事者確保対策について	○
産業経済部	12	日本遺産を活用した魅力ある観光地域づくりについて 【新規】	
都市建設部 ※一部産業経済部	13	重要港湾浜田港について	○
		(1) 岸壁・泊地・航路等の整備について	○
		(2) 荷役業務の安全確保について	○
		(3) リーチスタッカーの整備について	
		(4) 貿易振興に対する支援について	
		①浜田港振興会の運営支援について	
		②取扱貨物量の増加に向けた販路拡大及び市場開拓支援のための各種プロジェクトの推進について	
		③大型基幹貨物を取り扱う企業の誘致の推進について	
		(5) 浜田港の曳船(タグボート)の確保について	
		(6) 浜田港港湾施設使用料減免に係る対象貨物の拡充について	
(7) 特殊車両の「誘導車配置条件」道路の改善について			
都市建設部	14	高規格道路の整備促進について	○
	15	矢原川ダムの事業推進について	○
	16	自治区間を20分で連絡する道路整備について	
		(1) 主要地方道弥栄旭インター線(小坂Ⅲ工区)	
		【継続事業分】	
		(1) 主要地方道	
		①弥栄旭インター線小坂Ⅱ工区(小坂)	
		(2) 林道	
		①林道足尾線	
		②林道金城弥栄線、三隅線	
	17	まちづくりを支援する県道の幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の整備について	
		(1) 主要地方道浜田八重可部線の歩道整備について	
		(2) 主要地方道浜田八重可部線の改良について 【新規】	
		①都川2工区 【旭】	
		(3) 主要地方道田所国府線の改良について	
		①入野工区(桜江金城線交差点～江津境)	
		②本郷工区(浜田作木線交差点～木田境)	
③戸川工区(新戸川橋～栃谷橋)			
(4) 主要地方道桜江金城線の改良について 【新規】			

部	No.	要 望 項 目	備 考 (知事要望の有無)	
		①追原C工区 (福原地区)		
		(5) 主要地方道浜田美都線の改良について		
		【継続事業分】		
		(1) 主要地方道		
		①主要地方道田所国府線 宇野II工区		
		②主要地方道浜田八重可部線		
		③主要地方道浜田美都線 木都賀工区		
	④主要地方道三隅美都線 河内工区			
	18		地域を支える道路網の整備について	
			(1) 一般国道186号について	
			①新犬戻りトンネルの計画について	
			②一般国道186号上来原～波佐地内路肩拡幅整備について	
			(2) 一般県道今福芸北線 (久佐～小国) の改良について	
			(3) 一般県道一の瀬折居線 (周布地～櫛田原) の改良について	
			(4) 一般県道浜田商港線の交差点改良について (起点側～青川バス停)	
			【継続事業分】	
			(1) 一般国道186号	
			①後野II工区 (登坂車線) 【浜田】	
			②小国I工区 (新笹ヶ峠トンネル) 【金城】	
			③上来原工区 (歩道整備) 【金城】	
			④長田2工区 (雪寒対策) 【金城】	
			(2) 県営農道整備事業	
			①県営農村地域防災減災事業 (農村防災施設整備・緊急避難路整備)	
			②県営農村地域防災減災事業 (農村防災施設整備・緊急避難路整備)	
			③県営一般農道 (集落間) 田原地区 【浜田】	
			(3) 一般県道等	
			①一般県道黒沢安城浜田線 長見工区 (名古田橋～新福永橋)	
			②一般県道三隅井野長浜線	
			③一般県道美川周布線 穂出工区	
			④一般県道波佐芸北線 波佐工区	
			⑤一般県道益田種三隅線 西河内工区	
	⑥一般県道一の瀬折居線 室谷工区			
	19		小さな拠点を支える道づくりについて	
			(1) 一般県道三隅井野長浜線 (下今明～小原) の改良について	
	20		「安全で安心して暮らせる県土」を創る川づくりの推進について	
			(1) 小国川河川整備について	
【継続事業分】				
		(1) 周布川		

部	No.	要 望 項 目	備 考 (知事要望の有無)	
		(2) 下府川		
		(3) 唐鐘川		
		(4) 久代川		
		(5) 三隅川		
		(6) 浜田川環境整備について (河内大橋上流部)		
	21	県民の生命や財産を守る砂防事業等の推進について	(1) 寺山浴 砂防事業【三隅】【新規】	
			(2) 外ノ浦谷川 砂防事業【浜田】	
			(3) 田町Ⅱ 急傾斜地崩壊対策事業【新規】	
			(4) 高佐A急傾斜地崩壊対策事業【新規】	
			【継続事業分】	
			(1) 急傾斜地崩壊対策事業について	
			①港町A地区	
			②白砂公民館	
			(2) 砂防事業について	
			①潰谷川	
			②本郷川	
			③治和川	
			④西旗竿谷川	
			⑤仲屋川 (柳C)	
			⑥岡見スポーツセンター	
			(3) 地すべり対策事業について	
			①高野地区地すべり対策事業	
	②浜田第四期地区			
③浜田地区地すべり防止施設長寿命化対策工事				
22	海岸保全事業の促進について	三隅港海岸 (湊浦地区)		
教育部	23	島根県統一仕様もしくは複数市町村統一仕様の統合型校務支援システムの導入促進と財政支援について		
合 計		部長以下要望 16件 (知事要望7件を含む)		

令和3年度国県重点要望事項

1 浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について

【要望先：防災部】

浜田港につきましては、国指定の重要港湾として整備され、官民一体となって利用促進に取り組んでいるところです。

日頃の海上自衛隊艦艇の公開や災害時における隊員の迅速かつ献身的な救助活動により、自衛隊に対する信頼感が高まってきており、海上自衛隊艦艇の浜田港寄港は、市民にとって大きな安心につながるものと思っております。また、地元経済にとりましても、海上自衛隊艦艇の物資の補給など、非常に大きな効果があるものと考えております。

つきましては、海上自衛隊艦艇の物資補給基地の誘致に向けてご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いします。

2 米軍機による低空飛行訓練の中止について

【要望先：防災部】

知事におかれましては、米軍機の低空飛行訓練による騒音問題につきまして、米軍機騒音等対策協議会とともに外務省、防衛省に要望活動を行っていただき、深く感謝を申し上げます。

しかしながら、米軍機の低空飛行訓練による住民への耐え難い騒音被害は引き続き発生しており、事故への不安に悩まされるなど、日常生活に様々な悪影響を与え続けています。この現状に鑑み、低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更なる強力な対応をしてもらうよう、国への働きかけをお願いします。

また、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するための措置をとることについても、引き続き働きかけをお願いします。

3 島根県浜田沖合石油・天然ガスの資源開発促進について【新規】

【要望先：地域振興部】

島根県浜田市沖合において実施された国の基礎試錐事業において、ガスの兆候が確認され、さらなる調査の実施が待たれるところです。

これまで、このエリアでの資源開発は、浜田市をはじめ島根県全体の経済活性化に大きく寄与するものと考え、地元経済団体とともに国へさらなる支援の要望活動を行ってまいりました。その際には島根県にもご協力をいただき、その可能性が広がっていることに対し、厚くお礼申し上げます。

引き続き、以下の2点について、関係機関への働きかけのご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

(1) 浜田沖の試掘権を2024年まで保有している事業者に対して、浜田港を活用し、探掘活動を継続していただくこと

(2) ガスが出た際には、島根県の経済活性化が図れるよう、精製基地を浜田港周辺用地に整備していただくこと

4 医師・看護師等医療従事者確保対策について

【要望先：健康福祉部】

医師をはじめとする医療従事者につきまして、奨学金制度や島根大学との連携、しまね地域医療支援センターの活動等、様々な取組を行っていただき、深く感謝申し上げます。

浜田圏域の医師の充足率においても、平成 30 年度の 76.4%から令和元年度には 78.4%へと増加をしております。

しかしながら、当市では、依然として中核病院における診療科の偏在が顕著であり、常勤医のいない診療科は変わらず、住民の不安は払拭されておられません。加えて、地域の医療を支える開業医の高齢化も進み、身近な医療機関の減少が危惧されております。

また、看護師や薬剤師等の医療従事者につきましては、増加傾向にあるものもありますが、地域の看護師確保に重要な役割を有する浜田医療センター附属看護学校の運営継続が危惧されるなど、人材育成に向けた環境づくりの土台が揺らいでいます。

医師の偏在解消に向け、地域の特性を踏まえた医師確保計画が策定され、それが着実に実行されることをお願いするとともに、今後も多様化する地域住民のニーズに対応できるよう、医療従事者の確保や診療科の偏在の解消につきまして、引き続きご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

5 重要港湾浜田港について

【要望先：土木部】

日本海側拠点港の浜田港は、県内唯一の国際貿易港として重要な役割を担っております。今年度は新たな上屋（荷捌き倉庫）整備事業を採択していただき、感謝申し上げます。更なる物流機能の向上に格別のご高配をお願いします。

(1) 岸壁・泊地・航路等の整備について

近年、取扱貨物の変化と輸送の効率化により大型船での貨物輸送が増えてきていますが、大型化する貨物船・クルーズ船への対応ができていない状況です。

つきましては、将来を見据えた大型船入港可能な岸壁の整備と泊地及び航路の水深確保をお願いします。

(2) 荷役業務の安全確保について

新北防波堤の整備促進について、引き続きご支援をお願いします。

6 高規格道路の整備促進について

【要望先：土木部】

(1) 浜田自動車道における 4 車線化等の整備について

令和元年 9 月に「高速道路における安全・安心基本計画」が策定され、浜田自動車道（瑞穂 IC～金城 PASIC）が 4 車線化の優先整備区間として選定されました。暫定 2 車線区間においては、積雪時の路肩排雪作業のための車線確保が困難であり、スタック車両を原因とする長時間の通行止めが頻発することから、信頼性を確保するため 4 車線化等の早期整備について格別のご高配をお願いします。

(2) 三隅益田道路の事業推進について

三隅益田道路につきまして、浜田益田間の移動時間短縮と物流の効率化を実現するため、事業推進に格別のご高配をお願いします。

7 矢原川ダム事業の推進について

【要望先：土木部】

矢原川ダム事業につきましては、用地交渉が鋭意進められており感謝申し上げます。事業の推進に格別のご高配をお願いします。

《以上県知事要望分》

《ここから部長以下要望分》

8 浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について

【要望先：防災部】

知事要望に同じ

9 米軍機による低空飛行訓練の中止について

【要望先：防災部】

知事要望に同じ

10 島根県浜田沖合石油・天然ガスの資源開発促進について

【要望先：地域振興部】

知事要望に同じ

11 医師・看護師等医療従事者確保対策について

【要望先：健康福祉部】

知事要望に同じ

12 日本遺産を活用した魅力ある観光地域づくりについて 【新規】

日本遺産に認定された北前船寄港地「外ノ浦」や「石見神楽」は、当市における観光振興を図るうえで、欠かすことのできない重要な観光資源です。

今後も引き続き、日本遺産を活用した地域活性化に取り組むため、以下のとおり要望します。

(1) 中国自然歩道「生湯海岸・外ノ浦モデルコース」の整備

【要望先：環境生活部】

①中国自然歩道の案内看板の更新や充実を図ること。

②日和山方角石の山道入口であることを観光客に分かりやすくサインや看板で表示するとともに、入口にある石段も歩きにくいいため、改修すること。

③山道の舗装や腐食している枕木の取り替えなど、自然歩道の整備、改修を必要に応じて実施すること。

(2) 石見神楽を核としたインバンドを含む観光振興策の更なる充実

【要望先：商工労働部】

①日本遺産を活用した地域活性化計画を推進する石見観光振興協議会と連携し、石見神楽の更なるプロモーションに取り組むこと

②石見観光振興協議会の体制（人員）及び予算の充実を図ること。

13 重要港湾浜田港について

【要望先：土木部（一部商工労働部）】

日本海側拠点港の浜田港は、県内唯一の国際貿易港として重要な役割を担っております。今年度は新たな上屋（荷捌き倉庫）整備事業を採択していただき、感謝申し上げます。更なる物流機能の向上に格別のご高配をお願いします。

(1) 岸壁・泊地・航路等の整備について

知事要望に同じ

(2) 荷役業務の安全確保について

知事要望に同じ

(3) リーチスタッカーの整備について

リーチスタッカーは導入から10年経過しており、故障した場合、コンテナ貨物の遅延や他

港への貨物積みを行うための損害、船会社及び浜田港利用の関係企業へ多大な損害が発生します。

つきましては、リーチスタッカーの早急な整備をお願いします。

(4) 貿易振興に対する支援について【要望先：商工労働部】

島根県内唯一の国際貿易港である浜田港の利用促進のため、次の点につきまして、ご支援賜りますよう格別のご高配をお願いします。

① 浜田港振興会の運営支援について

事業者のニーズを踏まえた集荷対策には、効果的なポートセールス体制の整備を行い、航路の維持及び安定運航を確保することが必要です。また、浜田港港湾計画の実現には、取扱貨物量の増加に向けた取り組みが不可欠であり、その中心となる浜田港振興会の活動は重要性を増しています。

つきましては、浜田港振興会の役割にご理解をいただき、引き続き運営に対するご支援をお願いします。

② 取扱貨物量の増加に向けた販路拡大及び市場開拓支援のための各種プロジェクトの推進について

浜田港におきましては、平成13年2月に国際定期コンテナ航路が開設され、昨年1月からは2便化され、利便性の向上が図られています。また、平成24年12月には「日本海側拠点港」に選定され、島根県の貿易拠点として、アジアをはじめとする世界各国との更なる貿易促進・拡大が期待されます。

つきましては、取扱貨物量の増加に繋がる各種プロジェクトの実施や、販路拡大及び市場開拓の推進について、引き続きご支援をお願いします。

③ 大型基幹貨物を取り扱う企業の誘致の推進について

平成29年に改訂された浜田港港湾計画では、長浜地区、福井地区の新規岸壁の造成等が示されています。この計画が実現すると、大型船の入港が可能となり、国際定期コンテナ航路の週復便化など荷主に対する利便性の向上には、より多くの貨物の取扱いが必要となります。

つきましては、県西部地域において、大型基幹貨物（ベースカーゴ）を取り扱っていただける企業の誘致を推進していただきますようお願いいたします。

(5) 浜田港の曳船（タグボート）の確保について

近年、船舶の大型化が進み、大型貨物船やクルーズ船が浜田港に寄港しているところです。その際、曳船により港湾内などエリアへの誘導することや、船首で大型船を押すなどして誘導・補助し、安全に離着岸できるようにサポートしています。

つきましては、島根県において浜田港の永続的な発展のため、将来を見据えた曳船の確保について主体的にご検討いただきますようお願いいたします。

(6) 浜田港港湾施設使用料減免に係る対象貨物の拡充について

浜田港の港湾施設使用料は、利用促進のため各種減免措置を講じていただいておりますが、原木等の国内移出入貨物については従来どおりの使用料であり、県外他港と比較し高い状況です。

つきましては、県外他港との競争力を高め、取扱貨物量の増加と港の利用促進を図るため、ご配慮を賜りますようお願いいたします。

(7) 特殊車両の「誘導車配置条件」道路の改善について

浜田港の利用にあたり、コンテナや原木、石炭、ヤシ殻など大量の運搬に際しては、セミトレーラなどの特殊車両を使用するため、車両制限令による誘導車の配置が指定される区間があり、運送コスト増大の要因となっています。

これらの区間には、工業団地内の道路や高速道路の出入口近辺など、物流における主要な箇所が多くあり、浜田港への集荷や当地域への企業の誘致活動においても、大きな支障となっています。

つきましては、これらの箇所の改善をお願いするとともに、他の管理者に対する改善に向

けた要請につきましても併せてお願いします。

14 高規格道路の整備促進について

【要望先：土木部】

知事要望に同じ

15 矢原川ダム事業の推進について

【要望先：土木部】

知事要望に同じ

16 自治区間を20分で連絡する道路整備について

【要望先：土木部】

島根県におかれましては、国道、主要地方道及び一般県道等の幹線道路整備を継続的に実施していただき厚くお礼を申し上げます。

地域間交流の活性化を図るため、次の区間の整備について、格別のご高配をお願いします。

(1) 主要地方道弥栄旭インター線（小坂Ⅲ工区）【弥栄】

高内～弥栄大橋間について、トンネルによる計画策定をお願いします。

【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

(1) 主要地方道

①弥栄旭インター線小坂Ⅱ工区(小坂)【弥栄】

(2) 林道

①林道足尾線【旭】

②林道金城弥栄線、三隅線【金城・弥栄・三隅】

17 まちづくりを支援する県道の幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の整備について

【要望先：土木部】

幹線道路は、市民生活や経済活動を営む上で重要な役割を持つ道路です。農林道と連結した幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の効率的な整備について、格別のご高配をお願いします。

(1) 主要地方道浜田八重可部線の歩道整備について【金城】

久佐川橋の前後200mの区間について、生活改善センターへの歩行者の安全確保のため、歩道整備の検討をお願いします。

(2) 主要地方道浜田八重可部線の改良について【新規】

次の区間の改良整備について、事業化の検討をお願いします。

①都川2工区【旭】

(3) 主要地方道田所国府線の改良について

次の区間の改良整備について、事業化の検討をお願いします。

①入野工区（桜江金城線交差点～江津境）【金城】

②本郷工区（浜田作木線交差点～木田境）【旭】

③戸川工区（新戸川橋～栃谷橋）【旭】

(4) 主要地方道桜江金城線の改良について【新規】

次の区間の改良整備について、事業化の検討をお願いします。

①追原C工区（福原地区）【金城】

(5) 主要地方道浜田美都線の改良について【弥栄】

木都賀地内から市境までの改良整備について、格別のご高配をお願いします。

【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

- (1) 主要地方道
 - ①主要地方道田所国府線 宇野Ⅱ工区【浜田】
 - ②主要地方道浜田八重可部線
 - ・後野工区（佐野～国道186号）【浜田】
 - ・岩畳工区（岩畳橋～押入橋）【旭】
 - ・今市2工区（丸原地区～今市地区）【旭】
 - ③主要地方道浜田美都線 木都賀工区【弥栄】
 - ④主要地方道三隅美都線 河内工区【三隅】

18 地域を支える道路網の整備について

【要望先：土木部】

安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた道路網整備について、格別のご高配をお願いします。

(1) 一般国道186号について【金城】

①新犬戻りトンネルの計画について

現在の犬戻りトンネルは旧規格のためトンネルの断面が小さく、大型車両の通行に支障をきたしています。つきましては、新たなトンネル計画の検討をお願いします。

②一般国道186号上来原～波佐地内路肩拡幅整備について

当区間は路肩幅員が狭いため、降雪時に大型車両同士の離合に注意を要する場面が多く発生します。また、道路側溝が路面よりも低い位置にあるため、車両の脱輪や路外逸脱の危険性が高い箇所でもあります。安全通行のための改善策の検討をお願いします。

(2) 一般県道今福芸北線（久佐～小国）の改良について【金城】

本路線は小国地区の生活道路であり、今福地区と小国地区を結ぶ幹線道路です。幅員狭小区間と落石危険箇所が多く通行に支障があるため、引き続いての改良整備をお願いします。

(3) 一般県道一の瀬折居線（周布地～櫛田原）の改良について【三隅】

三隅町周布地～櫛田原間は、狭小で交通難所となっているため、この区間のトンネルによる整備について検討をお願いします。

(4) 一般県道浜田商港線の交差点改良について（起点側～青川バス停）【浜田】

本路線の起点側交差点部分（国道9号合流部）は、それまでの2車線から1車線と幅員が狭くなっているため、車両の離合が困難な状況となっています。特に大型車が通行する際は、対向車が交差点に進入できず、交通の流れが阻害される場面が多発しています。つきましては、交差点の改良に向けた検討をお願いします。

【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

(1) 一般国道186号

- ①後野Ⅱ工区（登坂車線）【浜田】
- ②小国Ⅰ工区（新笹ヶ峠トンネル）【金城】
- ③上来原工区（歩道整備）【金城】
- ④長田2工区（雪寒対策）【金城】

(2) 県営農道整備事業

- ①県営農村地域防災減災事業（農村防災施設整備・緊急避難路整備）
新開佐野地区【浜田・金城】
- ②県営農村地域防災減災事業（農村防災施設整備・緊急避難路整備）
横山地区【浜田】
- ③県営一般農道（集落間）田原地区【浜田】

(3) 一般県道等

- ①一般県道黒沢安城浜田線 長見工区（名古田橋～新福永橋）【浜田】

- ②一般県道三隅井野長浜線
 - ・田橋2・3工区（牛谷～田橋） 【浜田】
 - ・三隅工区（三隅神社～浄蓮寺峠） 【三隅】
- ③一般県道美川周布線 穂出工区 【浜田】
- ④一般県道波佐芸北線 波佐工区 【金城】
- ⑤一般県道益田種三隅線 西河内工区 【三隅】
- ⑥一般県道一の瀬折居線 室谷工区 【三隅】

19 小さな拠点を支える道づくりについて

【要望先：土木部】

三隅町井野地区においては、魅力ある地域づくり計画を策定して「公共交通空白地有償運送」や「古民家を活用した交流活動」などを実施しています。地区内の幹線道路整備について格別のご高配をお願いします。

(1) 一般県道三隅井野長浜線（下今明～小原）の改良について【三隅】

この区間について、早期着工に向けての検討をお願いします。

20 「安全で安心して暮らせる県土」を創る川づくりの推進について

【要望先：土木部】

水害や土砂災害から住民の生命財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、治水事業を計画的に実施することが重要です。

新規河川改修事業の導入について格別のご高配をお願いします。

(1) 小国川河川整備について【金城】

昨年度において上流部の堆積土砂を撤去していただき、感謝申し上げます。生活の安全と農地保全の対策として、①老朽化した県道兼用護岸（空石積）の改修 ②住宅が隣接する天然護岸（山崎橋下流部）の整備をお願いします。

【継続事業分】

河口堆積土砂等の浚渫について適時適切な実施をお願いします。

(1) 周布川【浜田】

冬場の波浪による、導流堤から右岸側への堆砂を原因として、係留施設への出入りの障害や水位上昇に伴う小河川の氾濫が発生するため、定期的な浚渫による河口閉塞の解消をお願いします。

(2) 下府川【浜田】

掘込河道で計画された下府川下流部は、海浜部からの流砂により河口埋塞の恐れがあります。定期的な浚渫をお願いします。

(3) 唐鐘川【浜田】

波浪により河口が閉塞し流水停滞が多発するため、定期的な浚渫をお願いします。

(4) 久代川【浜田】

久代川の河口法線（海浜部）は大きく東側へ蛇行している上に、流砂による埋塞のため、豪雨時には排水不良による床下浸水が発生しています。定期的な浚渫による河積断面の確保をお願いします。

(5) 三隅川【三隅】

三隅川河口部は、波浪による海浜部からの流砂により河口閉塞の恐れがあります。定期的な浚渫による河積断面の確保をお願いします。

(6) 浜田川環境整備について（河内大橋上流部）【浜田】

河川断面内に繁茂した草木の除去をお願いします。

21 県民の生命や財産を守る砂防事業等の推進について

【要望先：土木部】

浜田市は、海・山の豊かな自然環境に恵まれている反面、市域の大部分が山地であり、住環境の多くが山際や谷あいの狭い平地に密集しているため、土砂災害危険箇所が多く点在しています。

住環境の安全と県民の生命、財産を守る砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業地すべり対策事業等の促進をお願いします。

(1) 寺山浴砂防事業【三隅】【新規】

事業採択をお願いします。

(2) 外ノ浦谷川 砂防事業【浜田】

県単独事業での実施をお願いします

(3) 田町Ⅱ急傾斜地崩壊対策事業【新規】

事業採択をお願いします。

(4) 高佐A急傾斜地崩壊対策事業【新規】

事業採択をお願いします。

【継続事業分】

引き続き事業の促進をお願いします。

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について【浜田・三隅】

①港町A地区

②白砂公民館

(2) 砂防事業について【浜田・旭・三隅】

①潰谷川

②本郷川

③治和川

④西旗竿谷川

⑤仲屋川（柳C）

⑥岡見スポーツセンター

(3) 地すべり対策事業について【浜田・三隅・弥栄】

①高野地区地すべり対策事業

②浜田第四期地区

③浜田地区地すべり防止施設長寿命化対策工事

22 海岸保全事業の促進について

【要望先：土木部】

【継続事業分】

引き続き事業の推進をお願いします。

三隅港海岸（湊浦地区）

23 島根県統一仕様もしくは複数市町村統一仕様の統合型校務支援システムの導入促進と財政支援について

【要望先：教育庁】

校務の効率化と教職員の勤務時間削減に効果が高い「統合型校務支援システム」の導入について、県が中心となって、「全県統一仕様の校務支援システム」もしくは、「複数市町村統一仕様の校務支援システム」の導入を推進するようお願いいたします。

漁業別水揚げについて（報告）

〈令和2年5月〉

令和2年6月23日
産業建設委員会資料No.1
産業経済部水産振興課

◆全体状況◆ 水揚量：1192トン（前年比：131%、285トン） 水揚金額：3億5,001万円（前年比：105%、1798万円）

【地元沖合底曳網漁業】 水揚量：281トン（前年比98%）
水揚金額：1億3,721万円（前年比103%）

- ☆ノドグロ（メッキン除く）
〈R1.5〉 1.8トン・単価4,562円/kg ⇒ 〈R2.5〉 1.5トン・単価3,949円/kg
- ☆ケンサキイカ
〈R1.5〉 18トン・単価773円/kg ⇒ 〈R2.5〉 37トン・単価867円/kg
- ☆スルメイカ
〈R1.5〉 16トン・単価477円/kg ⇒ 〈R2.5〉 19トン・単価672円/kg

◆昨年同月よりノドグロの水揚げが減少し全体の水揚量は減少したものの、ケンサキイカ・スルメイカの水揚げが増加し、全体の水揚・金額は増加した。1ヶ統あたりではそれぞれ増加した。
(5/31で今シーズンの漁期が終了し、8/15までの休漁期に入った。)

【地元中型まき網漁業】 水揚量：139トン（前年比64%）
水揚金額：2,681万円（前年比40%）

- ☆サバ
〈R1.5〉 17トン・単価177円/kg ⇒ 〈R2.5〉 55トン・単価102円/kg
- ☆マアジ
〈R1.5〉 171トン・単価336円/kg ⇒ 〈R2.5〉 70トン・単価265円/kg
- ☆スルメイカ
〈R1.5〉 10トン・単価234円/kg ⇒ 〈R2.5〉 6.3トン・単価161円/kg

◆昨年同月より、サバの水揚げが増加したが、マアジ・スルメイカの水揚量が減少したため、全体の水揚量・金額ともに減少した。

【大中型まき網漁業】 水揚量：584トン（前年比387%）
水揚金額：9,713万円（前年比341%）

- ☆マアジ
〈R1.5〉 74トン・単価186円/kg ⇒ 〈R2.5〉 265トン・単価209円/kg
- ☆サバ
〈R1.5〉 4トン・単価115円/kg ⇒ 〈R2.5〉 199トン・単価91円/kg
- ☆ブリ
〈R1.5〉 24トン・単価149円/kg ⇒ 〈R2.5〉 52トン・単価161円/kg

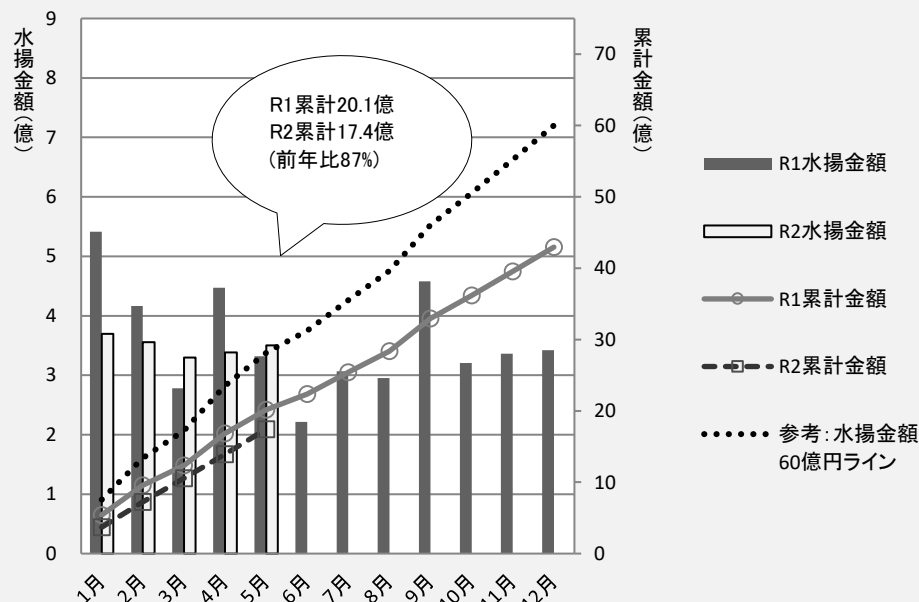
◆昨年同月よりマアジ・サバ・ブリの水揚げが増加したため全体の水揚量・金額ともに増加した。

【小型いか釣漁業(5トン以上)】 水揚量：10トン（前年比7,499%）
水揚金額：661万円（前年比10,091%）

- ☆スルメイカ
〈R1.5〉 0.104トン・単価262円/kg ⇒ 〈R2.5〉 8.2トン・単価407円/kg
- ☆ケンサキイカ
〈R1.5〉 0.032トン・単価1148円/kg ⇒ 〈R2.5〉 2.3トン・単価1,455円/kg

◆昨年同月よりスルメイカ・ケンサキイカの水揚げが増加し、全体の水揚量・金額はともに増加した。

R1・R2 水揚金額



令和1年 令和2年 漁業別水揚げ比較表
5月

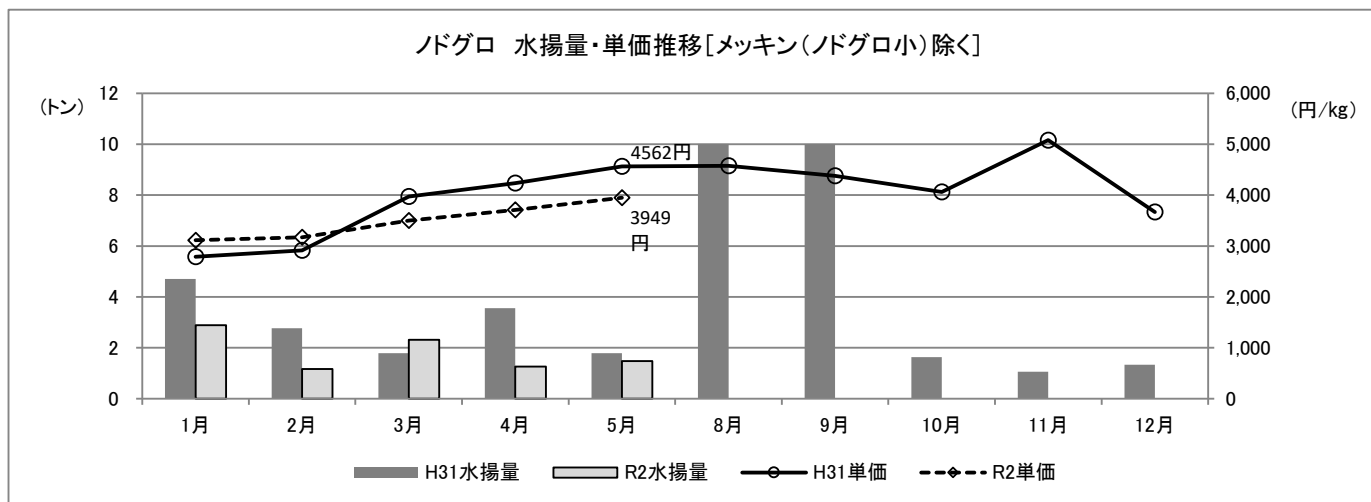
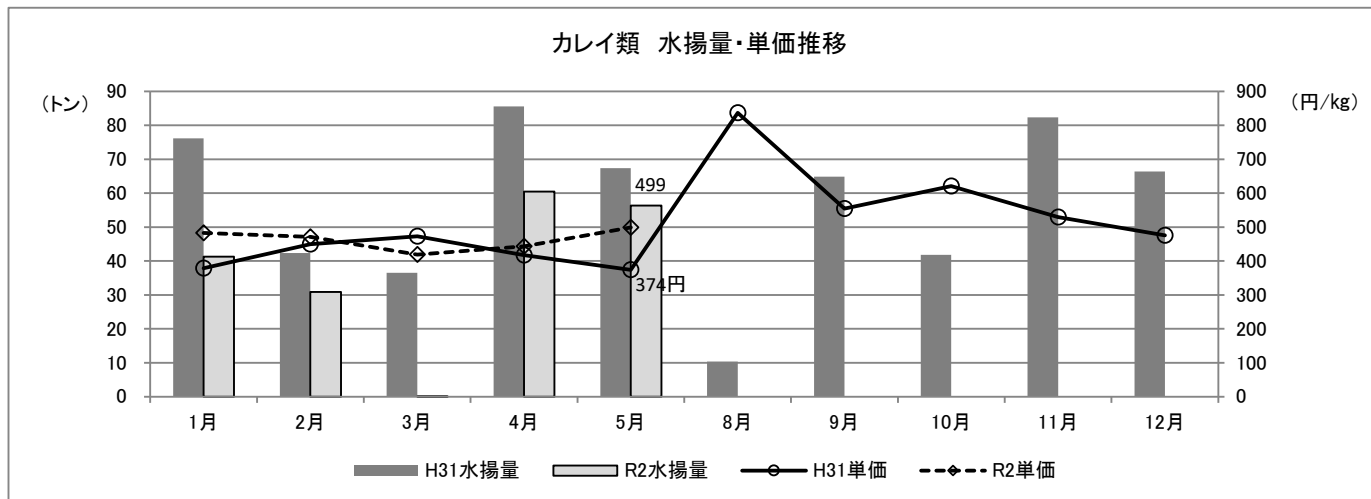
1月～5月累計

令和2年6月23日
産業建設委員会資料No.2
産業経済部水産振興課

漁業種類	年	数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)	数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
01 沖合底曳網(地元船)	1	286,571.8	98.1	122,818,677	103.4	132,644,208	1,646,720.8	85.2	715,277,058	89.2	772,499,451
	2	281,242.9		127,044,365		137,207,953	1,402,975.1		637,678,564		688,693,054
02 沖合底曳網(地元外)	1	45,144.2	0.0	18,407,528	0.0	19,880,136	163,918.5	0.0	68,045,353	0.0	73,489,011
	2	0.0		0		0	0.0		0		0
03 小型底曳網	1	0.0	-	0	-	0	0.0	-	0	-	0
	2	0.0		0		0	0.0		0		0
04 大中型旋網	1	150,746.0	387.2	26,379,201	340.9	28,489,537	2,597,351.3	101.3	473,292,718	126.4	511,156,136
	2	583,618.0		89,931,548		97,126,075	2,630,433.5		598,086,767		645,933,711
05 中型旋網(地元船)	1	216,910.4	64.3	62,279,475	39.9	67,261,832	1,635,642.6	32.3	269,773,590	41.4	291,355,478
	2	139,407.3		24,824,349		26,810,297	528,110.2		111,632,984		120,563,625
06 中型旋網(地元外)	1	125,145.0	67.3	19,548,490	85.5	21,112,368	507,892.0	16.6	74,673,219	22.4	80,647,076
	2	84,243.0		16,713,319		18,050,384	84,243.0		16,713,319		18,050,384
07 小型いか釣(5t以上)	1	139.0	7,498.6	60,700	10,090.5	65,556	26,802.2	48.2	18,607,460	43.2	20,096,057
	2	10,423.0		6,124,960		6,614,957	12,908.0		8,041,630		8,684,962
08 いか釣(5t未満)	1	0.0	0.0	0	0.0	0	942.0	145.2	758,880	92.8	819,591
	2	384.0		250,400		270,432	1,368.0		704,100		760,428
09 大型定置網	1	34,202.7	140.9	13,911,499	142.8	15,024,427	63,336.4	101.3	21,847,477	122.6	23,595,288
	2	48,201.4		19,866,657		21,456,015	64,171.2		26,782,729		28,925,390
10 小型定置網	1	3,561.4	120.3	2,049,035	116.2	2,212,957	3,561.4	120.3	2,049,035	116.2	2,212,957
	2	4,284.7		2,380,216		2,570,633	4,284.7		2,380,216		2,570,633
11 しいら網	1	0.0	-	0	-	0	0.0	-	0	-	0
	2	0.0		0		0	0.0		0		0
12 一本釣(浜田)	1	2,843.1	167.4	3,428,606	66.3	3,702,899	9,203.9	391.5	14,096,918	161.2	15,224,674
	2	4,759.8		2,272,674		2,454,498	36,031.5		22,722,851		24,540,675
13 一本釣(国府)	1	718.0	137.7	994,655	125.9	1,074,227	2,133.6	108.8	4,015,327	73.1	4,336,546
	2	989.0		1,252,572		1,352,777	2,321.4		2,934,113		3,168,834
14 一本釣(長浜)	1	4,249.2	74.8	2,162,284	70.2	2,335,268	11,231.5	163.3	9,103,118	91.7	9,831,375
	2	3,178.8		1,517,762		1,639,188	18,340.7		8,350,023		9,018,041
15 一本釣(津摩)	1	6,743.6	22.2	2,546,710	34.8	2,750,468	15,268.1	51.7	7,678,205	52.8	8,292,482
	2	1,498.6		885,729		956,590	7,901.1		4,051,915		4,376,072
16 一本釣(三隅)	1	5,278.4	61.4	1,678,750	60.2	1,813,042	25,935.7	70.8	10,223,813	62.3	11,041,704
	2	3,243.0		1,011,010		1,091,890	18,369.0		6,367,690		6,877,105
17 一本釣(江津)	1	2,107.2	292.2	2,293,313	125.3	2,476,782	9,404.3	211.2	7,837,778	132.3	8,464,817
	2	6,157.9		2,872,660		3,102,478	19,860.5		10,366,995		11,196,355
18 近隣支所	1	3,273.7	231.2	642,660	349.5	694,073	15,427.2	258.0	7,922,735	144.1	8,556,555
	2	7,568.7		2,246,011		2,425,698	39,804.5		11,418,621		12,332,122
19 その他	1	4,828.6	1.8	2,402,114	6.4	2,594,285	16,893.9	8.8	8,577,670	13.2	9,263,886
	2	88.7		153,894		166,206	1,492.3		1,132,883		1,223,505
20 陸送	1	14,179.2	86.5	25,832,635	95.8	27,899,245	56,969.9	103.7	151,926,655	95.3	164,080,795
	2	12,263.4		24,736,596		26,715,530	59,074.0		144,818,685		156,404,198
合計	30	906,641.5	131.4	307,436,332	105.4	332,031,310	6,808,635.3	72.4	1,865,707,009	86.5	2,014,963,879
	1	1,191,552.2		324,084,722		350,011,601	4,931,688.7		1,614,184,085		1,743,319,094
前年度との増減		284,910.7		16,648,390		17,980,291	-1,876,946.6		-251,522,924		-271,644,785

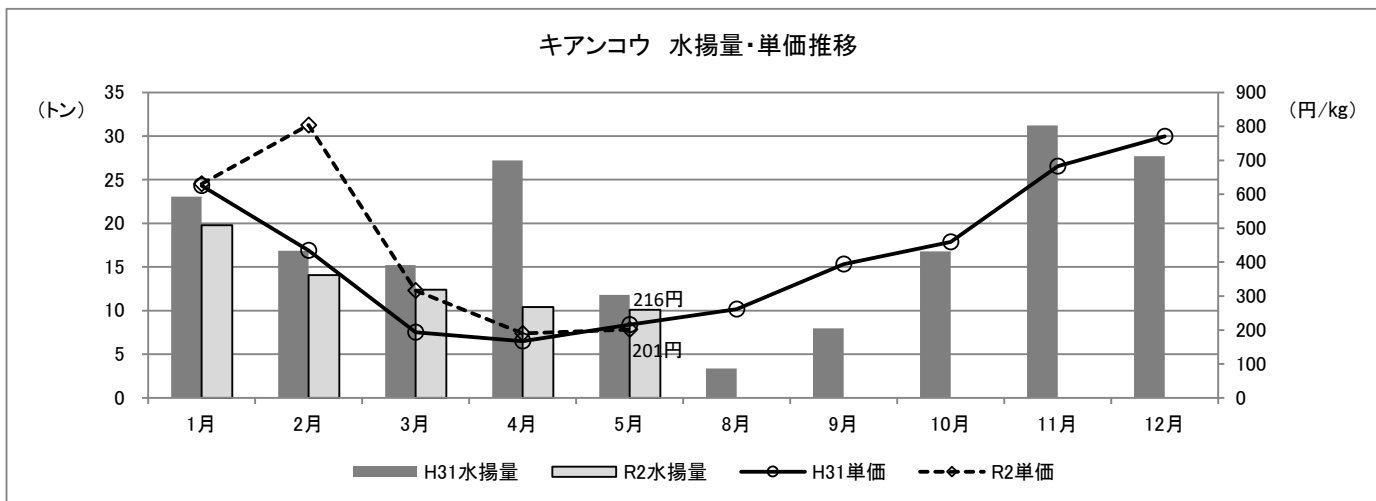
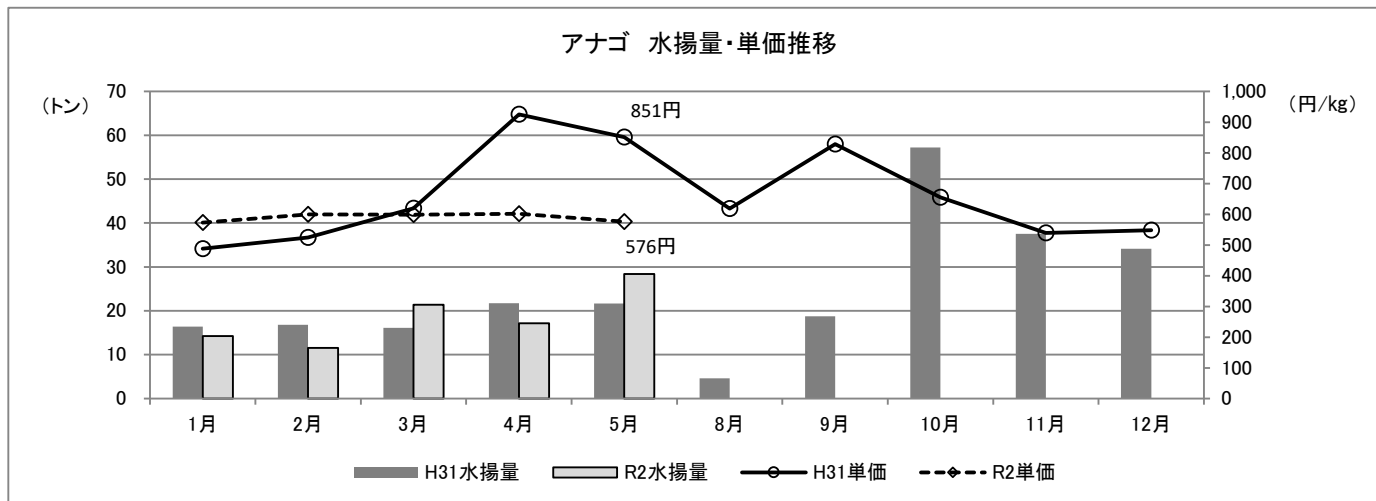
地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和2年6月23日
産業建設委員会資料No.3
産業経済部水産振興課



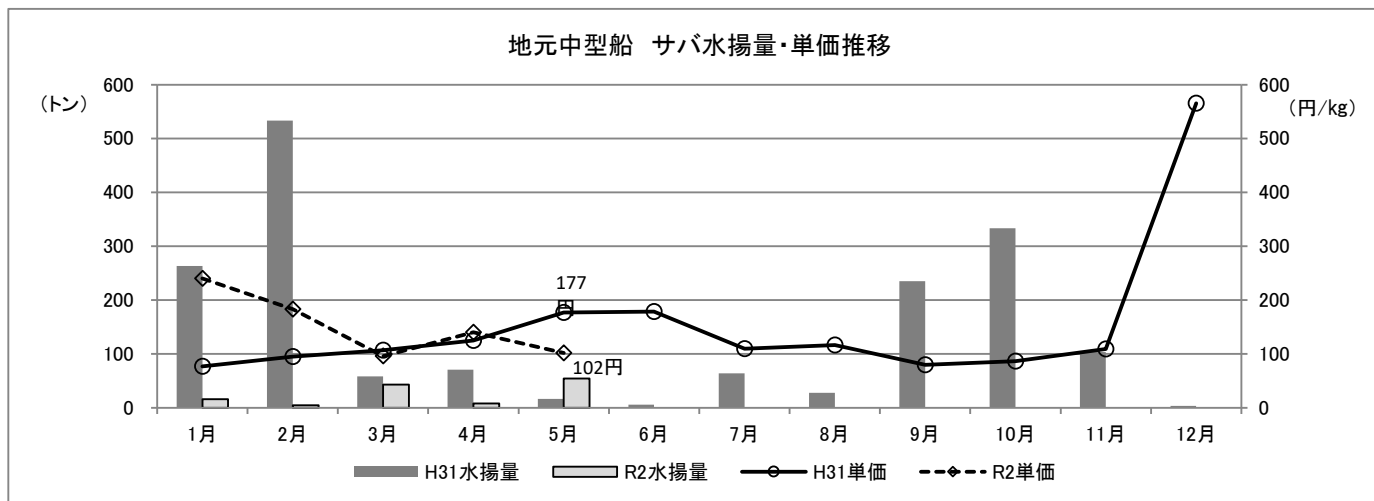
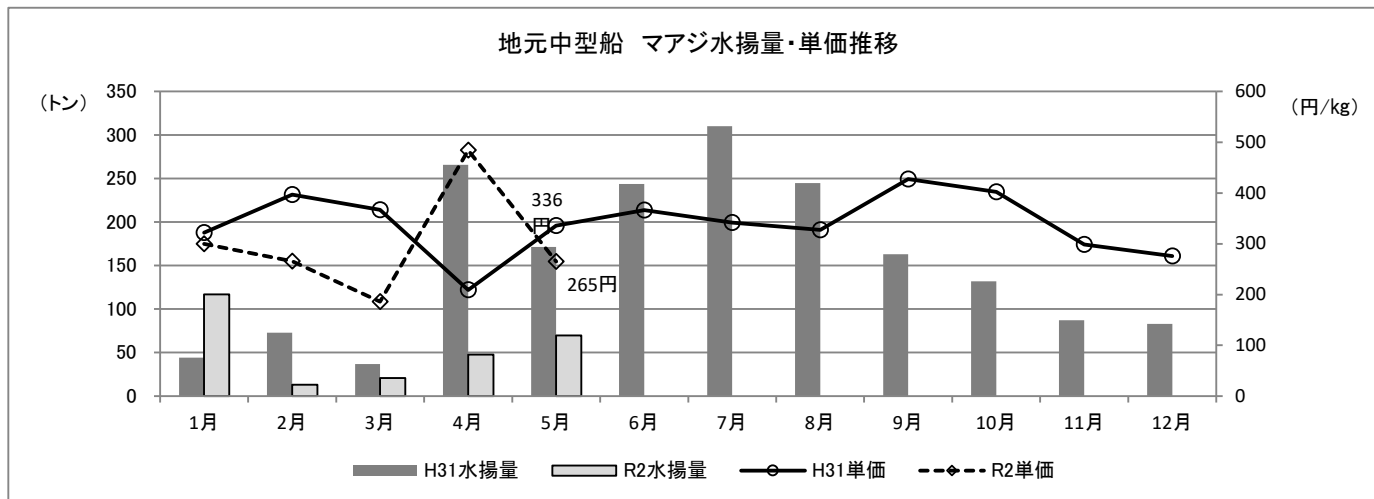
地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和2年6月23日
産業建設委員会資料No.4
産業経済部水産振興課



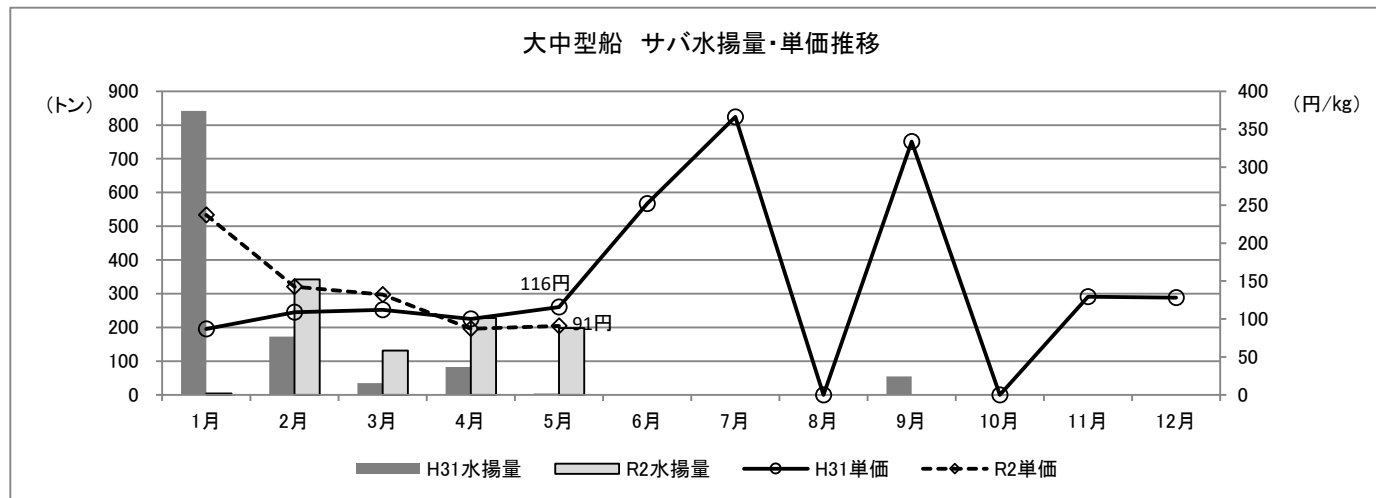
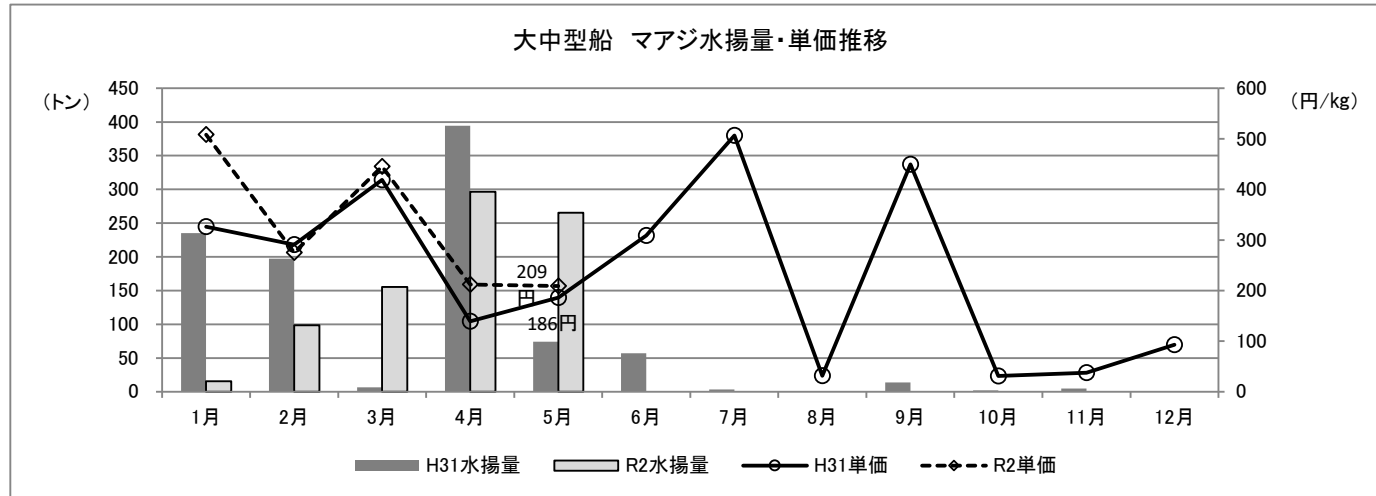
地元中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和2年6月23日
産業建設委員会資料No.5
産業経済部水産振興課

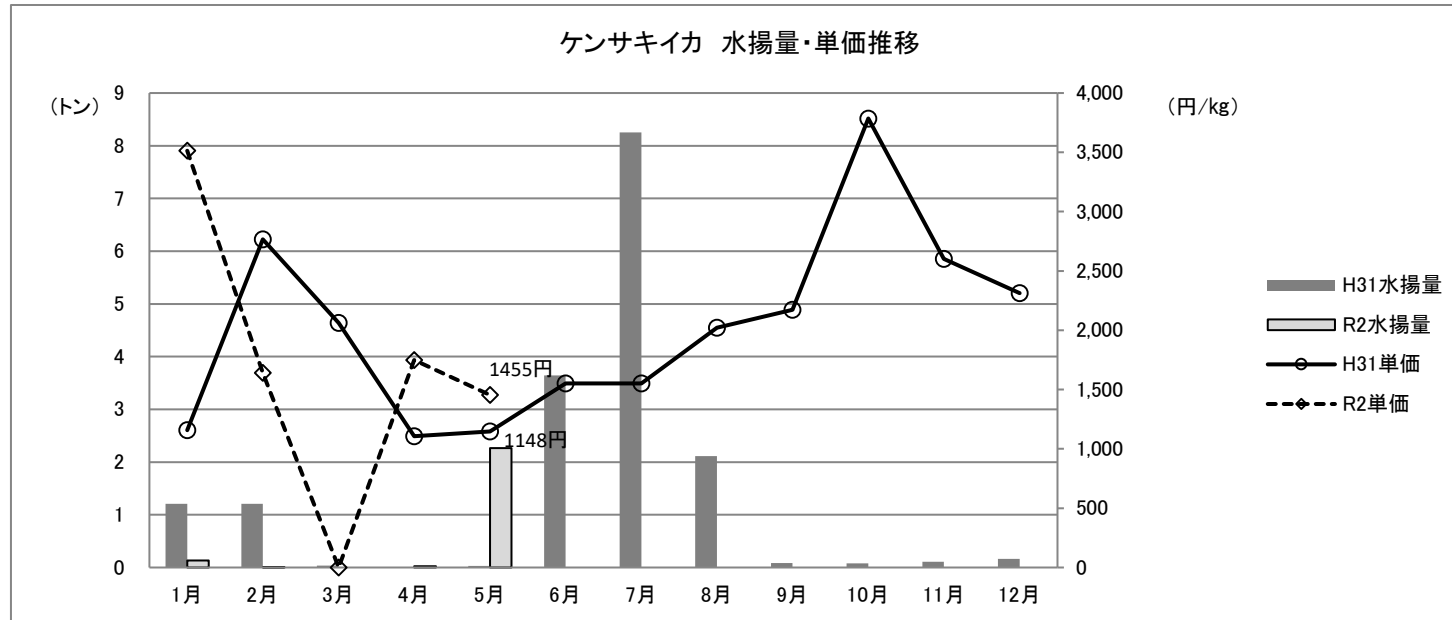


大中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

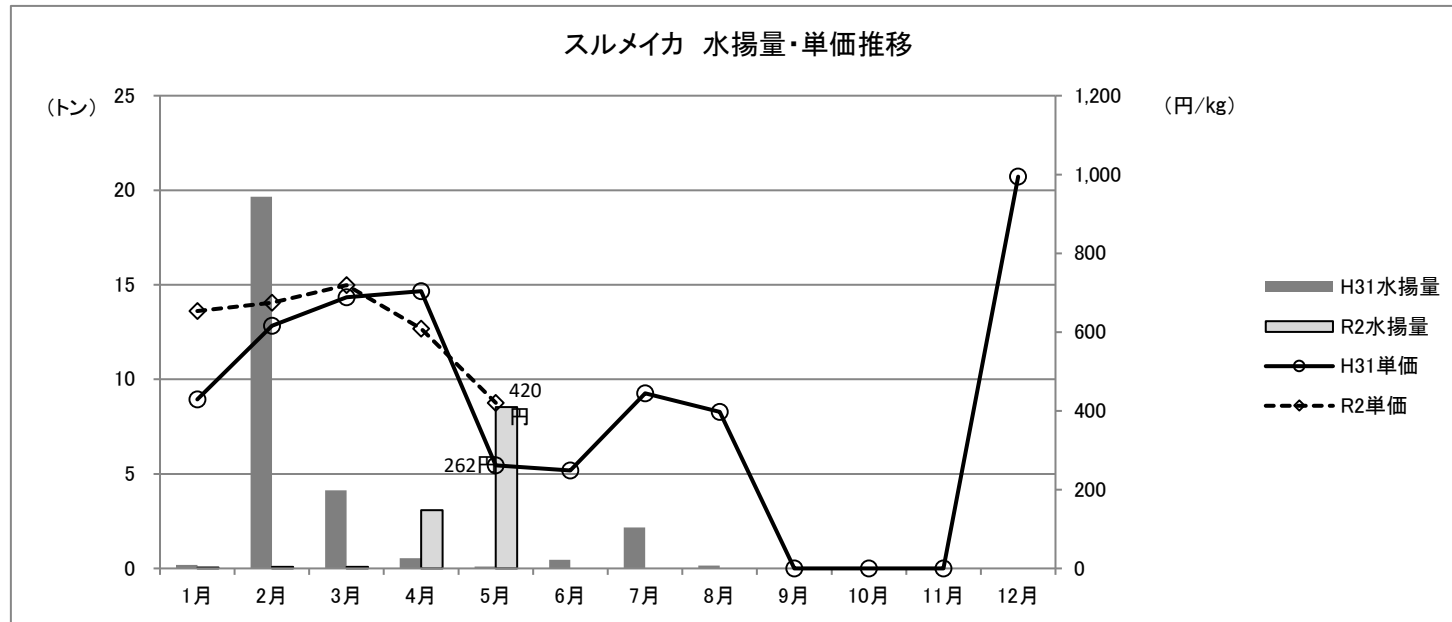
令和2年6月23日
産業建設委員会資料No.6
産業経済部水産振興課



いか釣漁業（5t以上・5t未満） 主要魚種水揚量・単価の推



いか釣漁業（5t以上・5t未満） 主要魚種水揚量・単価の推



浜田漁港 7 号荷さばき所の供用開始について（報告）

新型コロナウイルス感染症の影響で、水産関係者を対象とした衛生管理講習会の開催等が遅れたため、当初 7 月の供用開始を予定していましたが、次のとおりスケジュールを変更しましたので報告します。

(1) 供用開始スケジュール

- ・ 6 月上旬 施設内覧会（6/5 水産関係者、6/9 市議会議員）
- ・ 6 月 26 日 高度衛生管理推進協議会「第 1 回衛生管理講習会」
- ・ 7 月 1 日 指定管理者（漁業協同組合 JF しまね）管理運営開始
- ・ 7 月 4 日 浜田漁港高度衛生管理型荷捌所「7 号荷さばき所落成式典」
- ・ 7 月中旬～ 試験運用（第 2 回衛生管理講習会）
- ・ 8 月 1 日 供用開始（本格運用）

(2) 7 号荷さばき所落成式典の開催

日 時：令和 2 年 7 月 4 日（土）10 時 00 分～

場 所：浜田漁港 7 号荷さばき所 1 階 荷さばき室（東側）
（浜田市原井町 3050 番地）

出席者：浜田市、浜田市議会議員、島根県、島根県議会議員、設計業者、施工業者、
漁業協同組合 JF しまね、水産関係者（45 名：招待者 35 名、市職員 10 名）

内 容：主催者挨拶、来賓挨拶、感謝状贈呈、
記念セレモニー（テープカット、石見神楽「恵比寿」上演）、施設内覧会

浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金
令和 2 年度採択団体について(報告)

浜田市内で活動する石見神楽を継承する団体を対象に、用具の取得に要する経費を補助する、浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金について、令和 2 年度の採択団体が、6 月 2 日(火)に開催した同事業補助金選定委員会において、予算の範囲内で 8 団体と次点の 1 団体が選定されました。

これに基づき、予算額(16,000 千円)の範囲内で 8 団体(14,451 千円)と、次点の 1 団体(1,997 千円)について、予算残額 1,549 千円に他事業から 448 千円の予算流用を行い、合計 9 団体を採択団体とし交付決定いたしましたので報告いたします。

なお、予算流用した 448 千円については、同事業の次年度以降の予算で調整いたします。

記

- ①受付期間 令和 2 年 4 月 10 日(金)～5 月 8 日(金)
- ②申請件数 19 団体(内 1 件申請取り下げ)
- ③予算額 16,000 千円
- ④補助申請額 34,941 千円
- ⑤選定件数 8 団体と次点(1 団体)
- ⑥選定申請額 16,448 千円(次点を含む)
- ⑦採択団体

地区	団体名	内容	補助申請額
浜田	漁山神楽社中	神楽衣裳(水干・陣羽織・大口袴)	1,980,000
浜田	石見神代神楽上府社中	神楽衣裳(水干・鎧・大口袴)	1,967,000
浜田	後野神楽社中	神楽衣裳(水干・陣羽織)	2,000,000
浜田	石見神楽佐野神楽社中	神楽衣裳(鬼着)	2,000,000
金城	追原神楽社中	神楽衣裳(鬼着)	2,000,000
旭	重富神楽社中	神楽衣裳(金襴衣裳)蛇胴・蛇頭・太鼓	1,536,000
弥栄	杵束神楽社中	刺繍幕	968,000
三隅	岡見神遊座	神楽衣裳(鬼着・肩切り)	2,000,000
三隅	両谷神楽社中	神楽衣裳(鎧・大口袴など)蛇胴	1,997,000

令和 2 年 6 月 23 日
産業建設委員会資料
都市建設部維持管理課

市道の廃止・認定の状況について

市道台帳修正済み路線 (平成31年3月31日までの告示分)	路線数	延長 (m)
	3,577	1,535,850.8

その後の廃止・認定

		路線数	延長 (m)
令和元年6月議会	廃止路線	0	0.0
	認定路線	2	42.8

		路線数	延長 (m)
令和元年9月議会	廃止路線	3	4,937.0
	認定路線	5	3,147.0

		路線数	延長 (m)
令和元年12月議会	廃止路線	0	0.0
	認定路線	1	559.9

		路線数	延長 (m)
令和2年3月議会	廃止路線	2	1,150.5
	認定路線	12	8,812.1

廃止路線計	5	6,087.5
認定路線計	20	12,561.8

雇用促進住宅の譲渡について（譲渡スケジュールの変更）

1 概要

雇用促進住宅については、指定管理期間満了に合わせ、令和 3 年 4 月 1 日付での譲渡を目指して準備を進めておりますが、敷地の確定、民間譲渡公募条件の決定、建物の修繕など解決すべき課題が多数残っており、当初のスケジュールでの民間譲渡は困難であるとの結論に達しました。

したがって、令和 3 年 4 月から 3 年間指定管理者を改めて公募により決定することとし、その期間で譲渡条件の整理等準備を進めていくこととします。

2 指定管理者の公募

指定管理期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（3 年間）

公募期間：令和 2 年 7 月 10 日（金）～令和 2 年 8 月 20 日（木）

3 現時点でのスケジュール（案）

【変更点】

- 譲渡時期を R3. 4. 1⇒R6. 4. 1 へ変更。
- R2 年度は、譲渡時期の変更、譲渡後も現在の賃貸条件を維持する等入居者へ説明を行い、理解を得ていく。
- 具体的な譲渡条件は、来年度以降、入居者・外部有識者の意見を踏まえ決定していく。

内 容	R2	R3	R4	R5	R6
入居者等への説明	R2.7	～	R4.6		
敷地確定	R2.7	～	R4.3		
民間譲渡に向けた修繕		R3.4	～	R6.3	
譲渡条件等の調整 (外部有識者等との協議)		R3.4	～	R4.3	
最終方針決定			R4.4～R4.6		
譲渡公募に向けた準備			R4.7	～	R5.3
譲渡公募				R5.4～R5.9	
譲渡手続き					R5.10～R6.3
譲渡(所有権移転)					● R6.4.1

令和2年6月13日・14日の豪雨による被害状況（農林関係）

令和2年6月19日現在

	浜田自治区		金城自治区		旭自治区		弥栄自治区		三隅自治区		計		
	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	
農地	本災	0	0	1	1,200	0	0	1	3,000	0	0	2	4,200
	単災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	1,200	0	0	1	3,000	0	0	2	4,200
農業用施設	本災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林業施設	本災	0	0	0	0	0	0	1	30,000	0	0	1	30,000
	単災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託	1	200	0	0	0	0	0	0	0	0	1	200
	計	1	200	0	0	0	0	1	30,000	0	0	2	30,200
合計	本災	0	0	1	1,200	0	0	2	33,000	0	0	3	34,200
	単災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託	1	200	0	0	0	0	0	0	0	0	1	200
	合計	1	200	1	1,200	0	0	2	33,000	0	0	4	34,400

令和2年6月13日・14日の豪雨による被害状況

令和2年6月22日現在

		浜田自治区		金城自治区		旭自治区		弥栄自治区		三隅自治区		計	
		箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)
道路	本災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単災	9	4,100	1	300	0	0	0	0	0	0	10	4,400
	委託	20	4,000	3	500	0	0	1	200	0	0	24	4,700
	計	29	8,100	4	800	0	0	1	200	0	0	34	9,100
河川	本災	0	0	1	6,000	0	0	0	0	0	0	1	6,000
	単災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	6,000	0	0	0	0	0	0	1	6,000
合計	本災	0	0	1	6,000	0	0	0	0	0	0	1	6,000
	単災	9	4,100	1	300	0	0	0	0	0	0	10	4,400
	委託	20	4,000	3	500	0	0	1	200	0	0	24	4,700
	合計	29	8,100	5	6,800	0	0	1	200	0	0	35	15,100

※別途、査定対応のため測量設計業務委託費として1,000千円必要。

※浅井町の浸水被害 1箇所（2軒）については浜田自治区の道路委託に含める。

産業建設委員会の取組 今後のスケジュール

1 主要テーマ（3月9日各委員から提出されたものから抜粋）

- (1) 浜田港の振興（川上委員）
- (2) 浜田漁港周辺エリア活性化計画（笹田委員）
- (3) 山陰浜田港公設市場及び高度衛生管理型荷捌き所を核とした浜田漁港活性化を（道下委員）

2 これまでの取組と今後のスケジュール

(1) これまでの取組

令和2年3月9日	産業建設委員会で各委員から取組内容の提示
令和2年4月16日	産業建設委員会で執行部と意見交換（浜田漁港周辺エリアの活性化計画）
令和2年5月25日	6月23日の産業建設委員会で勉強会の題目を決めることを委員長から提案
令和2年6月15日	産業建設委員会で布施委員から正副委員長へ今後のスケジュールの提示について提案
令和2年6月23日	産業建設委員会

(2) 今後のスケジュール

月	予定
7月	勉強会
8月	勉強会
9月	勉強会
10月	勉強会
11月	
12月	政策討論幹事会へ討論議題提案書を会長へ提出

<役割について>

- 提案書作成者
- 提案者